


本人調書

(この調書は、第5回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成26年(ワ)第29256号 平成27年(ワ)第25495号
期日	平成29年11月13日 午前10時00分
氏名	松崎 参
年齢	53歳
住所	東京都板橋区 
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙反訳書のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく かつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏名 松崎 参

印

被告（反訴原告）代理人（阿部）

乙第46号証（陳述書）を示す

これは、あなたが作成された陳述書でよろしいですね。

はい、私が書いたものです。

ホテル館問題の告発を始めた経緯については、この陳述書の4ページ以下で書かれたとおりということでよろしいでしょうか。

はい、そうです。

区議という立場から、どのようなスタンスで、SNS等による発信ということをされたんでしょうか。

ホテル館が平成元年から蛍飼育事業を始めて、もう25年以上ずっと区民に人気がある事業として行われてきました。そこで、区が調査した結果、蛍そのものが飼育をしていないで、持ち込まれていたのではないかという疑惑が出てきたわけです。同時にその時期は、ちょうどホテル館を存続させるかどうかという議論にもなっていたので、当初、私はホテル館を存続すべきだということ、議会内外で活動してきたんですが、それがどうもおかしなことになってるということ、最初のうちは、議会全体で調査活動をしようという提案をしたんですが、それが他会派の反対によって否決をされたわけなので、もっとこれは区民に知らせていく必要があるだろうということで、私は調査を続け、その分かったことを逐次、一番速報性の高いインターネットを使って、区民に知らせてきたというのがスタンスです。

累代飼育に疑問を抱いた理由については、生息数調査の結果とか持ち込み疑惑の指摘などを陳述書で書かれてますけど、近親交配の問題については、あなたは先ほども原告の証言のやりとりを聞いてたと思うんですが、従前からその点について疑問を呈されてますが、疑問というのは解消されたんでしょうか。

いや、ますますちょっと原告の説明を聞いても、納得はできないですね。むしろちょっと原告の言ってることが、真実ではないんじゃないかという印象は持ちました。

やはり近親交配のことを考えると、25代、補充もなく続くということで、その補充もなく累代飼育ができたのは、近親交配を避ける本能があると、こういうことですが、納得できないと、こういうことですね。

はい、私も当初の認識では、人間と同じように近親交配をすると血が濃くなって、いろいろな遺伝病とかが起こるんじゃないかっていう認識があったんです。ところが、昆虫を飼育してる人とか、ほかの大学の先生とかに聞いたら、昆虫だと近親交配が当たり前だよというふうに、蛍も含めてですね、そういうふうに言われて、そうなんだというふうに思ったのはよく覚えているんですが、にもかかわらず、原告、蛍の専門家でありながら、近親交配は行われぬというふうに言っているので、原告の蛍に関する知識についても、ちょっと疑いを持つようになったわけです。

専門家は、逆に近親交配はあっても不思議ではないんだと、こういうふうな話があったにもかかわらず、むしろ原告の阿部さんは、近親交配を避けて、それで25代の累代飼育ができてると、こういうふうに言ったと、こういうことですか。

そうですね。

原告の阿部さんの言動が信用できないのも疑問があるんじゃないかというふうに思い始めた最初のきっかけというのは、どういうことでしたか。

原告は蛍の専門家であり、また茨城大学で博士号を取得した理学博士であると、博士であり科学者であるからうそをつくわけがないというのが、私の周りの人の認識でしたし、私もある程度そう思っていたんですが、ところが、この疑惑が持ち上がって、改めてインターネット

などを通じて調べてみると、ナノ銀の実験を称する、やると言っ
て、動画が、ナノ銀で放射能が低減するっていうビデオ映像を見て、こ
れは即座にあり得ないと、科学者が、理学博士がこんな、申しわけな
いけど、印象としてはインチキなことをやるはずがないということで、
ちょっと阿部さんの言動については、疑うようになりました。

それ以外に、やはり言動について疑問を抱く、そういう出来事、事柄とい
うのは何かありますか。

クロマルハナバチについてですが、これは議会では、蛍のために飼育
をしているというふうに報告をされていまして。蛍がフェロモンを出
して、それが抗菌物質になって、蛍じゃない、クロマルハナバチがフ
ェロモンを出して、それが抗菌物質になって蛍がさなぎになる土壌を
抗菌化するんだと、カビを生えさせないようにするんだって、そのた
めにクロマルハナバチを飼っているんだということを議会では報告を
され、私自身もそれを信じていたんですが、その調査が行われた年の
区民環境委員会では、そのクロマルハナバチが能登町に売られている
ということが言われて、そのときに、ああ、うそだったんだっていう
ふうを思いました。そのほかにも、今日の証言にもありましたけど、
平成7年の20万匹はうその報告だったっていう話も出てきましたし、
あとは正直に言って、いろんな発言で全部、全部って言っちゃあれで
すけど、多くがうそが含まれていると。思い出した、蜂のことで言う
と、イノリー企画との業務契約書ですね、これも結果としてうそだっ
たわけですから、これも大分阿部さんの言ってることは、そのまま
では信用できないなっていうふうに思いました。

乙第49号証（宅急便伝票）を示す

これは、いつ誰がどこで見つけたものですか。

これは2014年の3月ぐらいだったと思いますけど、私と同僚の議

員とでホテル館の調査をしに行ったときに、たまたま段ボール箱が置き去りにされてまして、その段ボール箱に張ってあった伝票を私が撮影したものです。

2013年3月30日に、むし企画の当時の代表の小船さんがホテル館のほうへカワニナを送っていたと、こういう伝票ですね。

はい。

ホテル館は、カワニナについてはどういう対応をしているというふうに、それまで言ってましたか。

そのホテル館のコンセプトとして聞いていたのは、自然の生態系そのものを再現するという触れ込みで、蛍だけじゃなくて、蛍の餌になるカワニナも、累代飼育とは言ってなかったかもしれないけど、館内で代々飼育をしているもんだっていうふうに聞かされてましたから、そのカワニナがよそから送られてくる伝票があるっていうのは、大変今まで聞いたことと違うじゃないかというふうに思いまして、わざわざ写真に撮ってきたということです。

松崎さんは区から報告を受けるだけでなく、今の調査をされたりということもあったようですが、それ以外にも、今話に出た小船さんの自宅のほうにも調査に行かれたということですか。

はい。

いつ行って、どのようなことを認識されたのかお答えください。

小船さんのことについては、その伝票の写真を撮ったときに初めて知りました。それで、どういう人なんだろうと、当時はホテル館の持ち込み疑惑っていうのがありましたから、これはむし企画の担当者であれば、持ち込みについて何か証言が得られるんじゃないかと思って、伝票に書いてあった住所を頼って赴いたんですが、ところが、もう既に空き家になっていて、その水槽が捨ててあったりとか、あるいは酸

素ボンベが倒れていたりとか、何かしら生き物を飼っていたという形跡は見られたんですが、空き家になってました。近所の通行人に聞いたら、もうその時点で、小船さんは前年の12月ごろに亡くなったよという話でした。また、隣近所に小船って同じ名字に家があったんですが、そこに行ったら、出てきてもらえなかったんで、行ったときは、それぐらいしか分からなかったんですが。

その後、小船さんが自宅で蛍を飼っていたということは分かった、確認されたんでしょうか。

はい、これも最初、小船姓の別の家に行ったときに何も教えてもらえなかったんですが、帰ってきて、何かしら方法がないかって思案してたときに、今インターネットに電話帳が載ってますから、インターネットの電話帳で、その住所の近くにある小船姓が何軒かあって、そのうち一番、むし企画の小船さんの家に近い住所の小船さんに電話をかけて、そのときは私は正直言って身分を隠して、虫の愛好家なんだけどっていうことで話したら、小船は亡くなったけど、蛍をやったよと、蛍って私のほうから言わなくても、向こうから蛍をやった、あるいは飼ってたってというようなことを言ってたんで、それで確信をしました。

その後のむし企画の代表をされた高久さんの自宅にも訪問して、話を聞いたことはありますか。

はい、あります。

高久さんからは、何か得られた事柄はありますか。

はい、高久さんから聞いたのは、高久さん自身が月2回程度しかホテル館に行っていないこと、また、蛍が川の底の土の1メートル近く潜ったところにいるんだって、高久さんはおっしゃっていたんで、その話を聞いて、高久さんは、ホテル館についても蛍についても、あんま

り詳しくない人だになってということが分かりました。

業務委託契約を区がむし企画と締結して、年間1300万、400万の支払いをしていたと、その代表の高久さんの知識がその程度であったと、こういうことですか。

はい、そうです。

アクアマリンの富里さん、この方からは、どういう話を聞かされたということでしょうか。

富原さんだったと思いますけど、この方とは会ったのは最近、裁判が始まってからなんですが、当時はインターネット上で阿部さんの活動を批判することを展開をしていて、それが正確に言うと、もう私が見始めたところには、富原さんのブログは閉じられていたんですが、ほかの人が魚拓とか保存してるものを見て。

まず何を聞いたかと、結論から答えて。

蛍に0.5マイクロシーベルトの放射線を当てたという実験がうそだったと。

阿部宣男さんが、0.5マイクロシーベルトの放射線を浴びると、蛍がどうなるということですか。

蛍が光らなくなるっていうことで聞いてます。

そういうことはあり得ないということ、そのアクアマリンの方は話をされたと、こういうことですか。

はい、富原さんは、そういう実験をしたということから、あり得ないっていうふうに言っていました。

藤沢市の飼育の話が先ほどこの法廷で証言されたと思うんですが、補助飼育という話を、あなたは藤沢市のほうの下水処理センターのほうへ行かれて、どなたから聞きましたか。

施設の所長さんもいましたし、実際の担当者の方もいましたし、あと

もう一人、もうちょっと偉い環境課か何かの部長さんかな、下水道だから公社、下水道局の部長さん、3人ぐらいの方での話の中で聞きました。

この補助飼育をする理由については、藤沢市のその担当の方は、どういう理由でしてるといふふうに言っていましたか。

それは先ほどからも話出てますけど、説明では、藤沢だけで育てていると数が減ったり絶滅したりする心配があるので、藤沢と同じ蛍を千葉で育てていて、公開日の前で千葉の蛍を藤沢に持ってくると、そういう説明は受けました。

千葉のほうについては、何かあなたのほうで調べたことってありますか。

はい、藤沢に行く前だと思いますけど、千葉の匝瑳市の養殖施設、内部には行きませんでしたけど、前まで行って、場所を確認してきました。

それは、何という方がやってる施設ですか。

廣瀬さんという方ですね。

その廣瀬さんというのはどういう方、関係は。

関係は、これはルシオラさんに結局、蛍関係のろ材っていうかな、土とかを納めてるっていうことになってました。あと、それから廣瀬さんは親子で会社やってるんですけど、息子さんのほうはペットショップをやりながら、あいた時間にはホテル館に来て、ボランティアをしてるということもやってますし、話に出た藤沢の施設にも、廣瀬さんの息子さんのほうが世話をしに行ってたということが分かりました。

平成26年7月15日に原告の阿部さん、それから渡邊弁護士、そして松崎さん、あなたの3人で会いましたね。

はい、正確には4人なんですけど。

もう一人、どなたがいたんですか。

日本共産党板橋区委員会の副委員長である菅原さんという方に同席を
してもらいました。

その4人で会ったということですか。

はい。

あなたのほうではそのやりとりの中で、見つかった幼虫が2匹にしても幼虫
の死骸が見つからないと、これは問題というふうに言われて、それについて
の的確な回答をいただきましたか。

溶けちゃったって、溶けちゃったから見つからないんだっていう話を
されましたけど、溶けるわけないだろうと、何日かね、10日とか、
1週間とか10日だったら分からなくもないんですけど、その日のう
ちに溶けてなくなるっていうことは、幾らなんでもあり得ない話だと
思いましたので、これはおかしいなというふうに思ってます。

そうすると、その7月15日の面談でも疑問は解消されずに、むしろ膨らん
でいったと、こういう流れでしょうか。

はい、そうです。

つぶれた、幼虫がいたんだけど、つぶれた、流された、こう言っていますが、
流されたということで、最終的には排水口にその水と一緒に、あるいは泥と
一緒に幼虫が捨てられたんではないかと、こういうふうな感じで受けとめて
るんですが、それは違うんですか。

私も最初はそう思ったんですけど、実は現場は排水口というもの、そ
のものがありません。よく排水口にかぶってるグレーチングといいま
すが、網目模様の鉄のふたが置いてあるんです。だから、それが排水
口だと思えるんですけど、実際には、それは土の上にそのグレーチン
グを置いただけで、そこにじゃばって水を捨てると、土にしみ込むだ
けなんです。ですから、流されるっていうこと自体があり得ない。
すると、水は土にしみ込んでも、もし何万とか、10万、20万の幼虫がい

ればそこには残るはずだと、こういうことですね。

そうです、はい。

しかし、残念ながら、幼虫の死骸さえ確認ができなかったと、こういうことですね。

はい、そうです。

乙第15号証（日経ビジネスオンライン記事「ホテルの光を取り巻く闇、渦中のA氏を直撃！」）を示す

日経ビジネスオンラインのホテルの光を取り巻く闇、渦中のA氏を直撃、こういう題の記事ですが、こういう記事が出たことで、あなたは、実際どのような被害を受けたということでしょうか。

これは参ったのは、ちょうど区議会議員選挙の直前の時期で、実際上もう選挙戦が始まっているような時期に、私は当時、共産党でしたけど、共産党と対立してるはずの自民党の区議と結託をして、利権を争ってるんだっていうことを流布されて、選挙に入ってから、実際インターネット上に、松崎がホテル館つぶしたとかいう誹謗中傷のようなものを、選挙中も流されたっていうことがありました。

あなたのこれまでの蛍問題についての情報発信あるいは区議としての活動等について、どういうふうに現時点で考えてるのか、まずは述べてみてください。

先ほども言いかけましたけど、ホテル館っていうのは区民には大変関心事が、関心事、関心が高い事業でありました。それが区民の目からすれば、突然閉鎖をされてしまって、阿部さんと区との間で意見が大分対立しているような状況です。その中で、私はどっちの味方になるっていうことはなくて、独自に調査をして、その結果をインターネット、議会ももちろんですけど、議会、インターネット、私の持っている手段を使って発信を続け、いろいろと立ちどまって考えてくれる人が

あらわれていると、そういうことは区議会議員として必要なことであつたと、今でも思っています。

被告（反訴原告）代理人（平松）

まず原告が不正行為を行っていたことに関する最初の投稿というのは、2014年4月4日のFacebookとされていますけれども、その中で、ホテル館館長として能登町などの他団体と契約を締結していたこと、これを取り上げて詐欺という表現もしてありますが、この詐欺という言葉を用いたのはどうしてでしょうか。

これは、うその業務提携契約書などが使われていたことや、能登町からすると、阿部さんは板橋区を代表してるかのように見えるんですけど、板橋区の側から見ると一般の職員ですから、契約をすることはあり得ないわけで、誰が詐欺の主犯かは置いておくにしても、結局のところ税金がだまし取られた、そういう詐欺まがいな事件であったというふうに認識をしたので、そういうふうに発信をしました。

先ほど来の法廷で聞いてたと思いますけれども、乙6号証、能登町、イノリー企画、阿部宣男、三者の契約あるいは乙9号証、イノリー企画とホテル館の業務提携契約、これらの当事者欄に、ホテル生態環境館館長阿部宣男という署名があるわけですが、これらの署名をすることを板橋区が承認していたという事実はあるのでしょうか。

ありません。

それは、なぜないと思うんですか。

あり得ないからです。一般職員である阿部さんが自分の判こで区を代表して契約をするということは、どこの役所でもそうだと思うんですけど、起こり得ない話ですね。もし阿部さんの証言どおり、区の命令で阿部さんの名義で書類を作ったとしたら、それこそ大きな不正ですから、これを区議会議員として、真相を明らかにして是正をしていか

なきやいけない話になるかと思います。

やはりそのホテル生態環境館館長という立場あるいは権限がないにもかかわらず、こういった契約書に署名押印していることに関して、やはり不正であると、そう考えたということですね。

そうです。

先ほどクロマルハナバチに関して、最初は抗菌作用、フェロモン、蜂のフェロモンの抗菌作用が蛍の飼育のために必要だということで、ホテル館で飼っていると認識していたと。

はい。

それは板橋区から議会で、そういう説明がされたということによろしいですか。

そうです。

その後、この2014年になって、実はイノリー企画ともかかわって、能登町に販売していたということが判明したんだということですか。

はい。

甲号証などを見ていくと、能登町から武蔵野種苗園あるいは阿部宣男さんを、クロマルハナバチの飼育に関して能登町に派遣してほしいといったような要請が区に来ているということは、事実としてあったようなんですけども、このホテル館でクロマルハナバチが販売目的で飼育されていることは、区には報告されていたんでしょうか。

されていませんでした。

それは、どうしてそう考えるんでしょうか。

それは私も板橋区の環境課に、この問題はよくよく聞いて、聞きましたから、環境課の説明では、あくまでも蛍のために蜂を飼っているだけで、能登町から蜂の飼育技術を学びたいということで、その研修生が来てたっということも聞きましたが、それはあくまでも実際に蜂を

飼っているんで、その蜂の飼育技術を教えるっていうだけのことだったら、反対する理由もないので、来てもいいよということで許していたということを聞きました。販売をするとか、あるいは能登町の蜂の販売計画に区が、板橋区が協力をするっていうことになると話が全然違いますし、それは、そういうことは聞いていなかったという説明を受けました。

乙第9号証（業務提携契約書）を示す

イノリー企画とホテル飼育施設との業務委託契約書ですけれども、この日付がさかのぼったもの、実際には平成23年に契約されたものですが、日付がさかのぼって、作成日付がさかのぼられていることについて、2014年6月6日のあなたのFacebookに、阿部さんが能登町を欺き、契約書の日付を偽装したことも疑われますという書き込みをしていますが、お聞きになって分かるとおおり、原告は、これは能登町から要請されて、このような日付にしたのだと主張しています。あなたは、松崎さんは逆に、阿部さんのほうが能登町を欺いたんじゃないかと考えている理由を教えてください。

それは、その業務提携契約書のサインをしてるのが阿部さんだからです。そういうことですね。阿部さんが作成した文書になっていますから、阿部さんが能登町、それを能登町に渡してるわけですから、阿部さんがそういう意図を持っていたんじゃないかっていうふうに疑いました。

同じようにFacebookには、特定業者に便宜供与をしたとも書き込んでいますけれども、そのように考えた理由を教えてください。

特定業者に便宜供与をしたっていう言葉自体は、阿部さんが懲戒免職になったときの区の免職理由の書面にそういう表示が出ていて、私もそのとおおりだと、具体的にはイノリー企画あるいはルシオラ社に対して便宜供与を図っていたっていう事実が分かったので、そういう表現

も使って書きました。

午前中の証言で、イノリー企画もルシオラ社も、経済的な利益は上がっていないかのような御証言がありましたけれども、それでも、そういったイノリー企画、ルシオラ社に便宜供与をしたという認識でよろしいですか。

はい、幾らもうけたかというのは私も知りませんから、赤字だったかどうかは分かりませんが、それで商売というか、事業をしていたってことは事実ですから、そういう民間の事業に板橋区の公務員ないし、あるいは板橋区の施設を使うっていうことは、これは、やはりあるべき姿じゃないというふうに考えます。

ナノ銀による放射能低減効果などに関する問題について伺っていきますけれども、原告がこういったナノ純銀による放射能軽減効果あるいは放射性セシウム減弱効果があるといった主張をしているということを、初めて知ったのはいつごろのことでしょうか。

余り言ってませんでしたけど、正直言うと、東日本大震災の震災があったその2011年の3月11日の結構直後に、阿部さんがTwitterなどで、放射能が減弱できるっていうようなことを書き込んでいて、それを見た私の知り合いがメールをしてきて、板橋区の職員がこんなとんでもないことを言ってるぞっていう内容のメールでしたので、それで私も阿部さんのTwitterなどを確認して、ああ、ちょっとやっちゃったなっていう感じで見たとを覚えています。それが、ナノ銀の存在を知った初めてだと思いますが。

そのときに批判をしなかった理由は、何かありますでしょうか。

そのときは、私たちは、当時はもう既にホテル館の廃止っていうのは、もう2011年ころからもう議論が始まっていて、何とか守りたいなと思ってたのが私の立場でしたが、その中で、先ほど阿部さんは何か1回か2回しかやりとりしてないって言ってましたけど、実際には阿

部さんとは、直接会いはしませんでしたけど、メール、メールというか、ブログのメール機能を使ってやりとりをしていたんですね。私は、阿部さんを大切にしなければホテル館を守れないと思ってましたから、その阿部さんがまた何か攻撃的になるようなおかしい言動をしているということが分かっちゃうと、ホテル館を存続させる上でも障害になるなどと思って、内心、これちょっとおかしいことを言ってるなど思いながらも、それについては黙認をしていたっていうか、黙っていたということです。

その松崎さんが2014年2月22日になって、このナノ銀除染に関連して、区の職員がインチキまがいのことをしてよいのかという書き込みをしています。この時期に、こういった書き込みをした理由を教えてください。

それは、そこに多分リンクを張ってると思うんですけど、阿部さんがナノ銀って、放射能低減実験ということをやっている動画を見まして、その動画を見て、これはもう黙ってられないぐらい、ちょっとインチキまがいのことがひど過ぎると思いましたので、そういう発信をしました。そのときには、もう既にホテル館で持ち込み疑惑などが大きな問題になってましたから、持ち込みがないんだって言ってる区民の中には、先ほども言いましたけど、阿部さんは科学者で博士だから、うそをつくはずないんだっていうのが大きな理由になってましたから、科学者としてあり得ない、こういうナノ銀除染っていう実験をやってるんだっていう思いもありましたので、その動画を見つけたときに、そういうふうな発信をしました。

先ほど確認された乙46号証の陳述書22ページあたりから、動画を見た際の問題点などを詳しく書かれていますけど、この内容に間違いがないということによろしいですね。

はい。

このナノ銀の問題に関して批判を始めるに当たって、このインチキという言葉を使った理由を教えてください。

ほかに、今もそうなんですけど、ほかにちょっと適切な言葉が見つからないっていうのが正直なところですよ。もっと激しい言い方をしてもいいのかもしれませんが、私からするとインチキっていうのは、結構かなり穏当な、阿部さんのやってる、阿部さんじゃなくて、阿部さんのやってること、ナノ銀っていうものに対する評価としては、穏当なほうじゃないかなとは思っています。もっと内心、激しい思いはありますけど。

先ほど、阿部さんが博士号を持っている蛍の専門家、科学者であるといったことが、いろんなことを周りの人が信じる要因になってるんじゃないかとおっしゃったけれども、そのことが、あなたが批判をすることの理由にもなっていますか。

そうですね。やっぱり博士号を語ってっていうか、本当に肩書があるんですけど、博士号の肩書をもし科学者であると言っているながら、人を信用させて、実際にはそのナノ銀除染っていうあり得ないことを振りまいてるっていうのは、科学者としてあるべき姿ではないと思いますので、これは批判の対象にすべきだと思っています。

このホテル館の存続問題あるいは原告阿部さんの懲戒にかかわる問題とは別個の、ナノ銀の問題というのは別個の問題ですよ。

はい。

これをこの時期に合わせて、合わせてなのか、この時期に批判を始めたという一番大きな理由は何でしょうか。

それは繰り返しますが、阿部さんが信用されている一番の根拠が科学者であり博士であるということですから、まずはちょっとその博士の中身について区民に理解してもらわないと、このホテル館の問題の、

本当の姿が伝わらないということがあるのが一つ、もう一つ言えるのは、原発事故以来、本当に放射能汚染とか汚染の、放射能汚染で困っている人たち、この人たちをだましてることになるので、放射能消えないのに消えたなんて言ってたら、結局本当に汚染があったところが危なっかしいわけですから、そういう危険もあると思って、これは、ナノ銀除染はあり得ませんよということを発信してきたということです。

原告（反訴被告）代理人（小田川）

先ほど主尋問で、近親交配に関して専門家等から、昆虫や蜚では近親交配は当たり前だと聞いたというふうにおっしゃったと思うんですけども、あなたとしては、蜚は近親交配した場合に、その後、成虫にならないとお考えなんですか。

そんなことは、ないです。

そうすると、近親交配でも、蜚は成虫になるとお考えなんですか。

はい。

そうすると、近親交配があることによって、25代の累代飼育がなかったということになるとおっしゃらないということですか。

そうです。それは阿部さんが近親交配を避ける本能があるっていう話がついているので、その近親交配を避ける本能があるっていうところについては、阿部さんの主張は間違っているという趣旨で、この問題。

近親交配によって、25代の累代飼育が否定されるとは思ってないんですね。

それはちょっと違って、先ほど阿部さんも例に挙げてましたが、多摩動物園で5世代まで累代飼育に成功しています。その後、やはり何年もよそから遺伝子を入れなくて長年やっていると、どうしても近交弱性という用語がありますけど、まだそれは解明されていない部分がありますが、例えば卵の数が極端に少なくなるとか、飛翔能力が弱くな

るとか、そういう弊害が出るってということは本で読んだことがありますので、それが25年以上続く、そういう問題が起きないで25年以上続くとなると、これはかなり昆虫の世界、昆虫学の世界では大きな話題になるでしょうから、それが結局無視されているっていう状況を考えると、25年で続いたっていうふうには思えないっていうのが正直なところ。

そうすると、何世代かは続いてたんじゃないかと思っている。

はい。

ということは、お認めになるんですね。

はい。

全く1代も2代も3代も飼育がなされてなかったというふうには、思わないということですか。

それもそこだけ切り取ると、一般論としてはそうなんですけど、私いろいろとホテル館のことを調べていますので。

今、近親交配のことで申し上げているんですけど。

近親交配をしながら、5世代ぐらいは続くんじゃないかという可能性はあります。

2014年の5月までの間に、あなたは、蛍の2令とか3令の幼虫の死骸を見たことはありますか。

ありません。

死骸を見たことはない。

はい。

その死骸をさわったこともないんですね。

はい。

あなたの最終学歴なんですが、東京学芸大学の美術学科卒業でよろしいですか。

はい。

あなたは、蛍の飼育をした経験がございますか。

ありません。

そうすると、あなたの蛍に関する知識というのは、主として他人が書いた文献や他人からの話に基づいてるということによろしいですか。

主としてってなると、最初のうちは、ほとんど阿部さんのほうから蛍について勉強しました。そのほか、おっしゃるとおり、かなりの文献は読んだと思います。

あなたは2014年7月15日に阿部さんに会って、阿部さんから蛍の生態に関して説明を受けてますよね。1月27日の生息調査のビデオは、ごらんになりましたか。

はい。

それは、いつごらんになりましたか。

それはその7月15日にも見ましたが、その前に、渡邊弁護士の事務所だと思うんですが、違うかな、とにかくDVDに納まったものを送られてきたので、それで見ることがあります。

7月より以前に、会う前より以前に、ごらんになっているんですね。

はい。

27日の生態調査の様子を映したビデオや阿部さんの説明を聞いて、その調査によって相当数の幼虫がさまざまな形でつぶされたり、流されたりして死滅したとは、お考えにならなかったんですか。

全然思えなかったです。

甲第184号証（パワーポイント説明資料）を示す

7ページ目、この写真を見ていただきたいんですけども、この幼虫を見て、何令かというのは、あなたはわかりますか。

わかりません。多分、でも、2令か3令ぐらいなんじゃないんですか。

この丸くなっている幼虫は、ごらんになりますよね。

はい。

蛭は刺激を受けると丸くなるということなのですが、こういう直径2ミリ程度になる黒い幼虫を、泥やろ材の中から、27日の調査方法でくまなく見つけられるとお考えだということですか。

くまなくかどうか分かりませんが、2万匹以上いけば、1匹も見つからないってことは、あり得ないと思います。

あなたの陳述書に、初当選以来、ずっとホテル館での事業の継続と発展を願い、原告とも協力してきました。それが大きく転換したのは、2014年1月27日のホテル館の実態調査からですとあります。あなたは1月27日の調査報告、調査についての報告を受ける前に、ホテル館での蛭飼育の実態について、疑問を持ったことはなかったんですね。

ありませんでした。

あなたが生態調査が行われたことを知ったのは、2月3日ごろ、岩井議員、熊倉議員からの報告を受けてですか。

はい。

あなたがホテル館や蛭飼育に関して調査を始めたのは、この報告を受けた後からですか。

そうです。

陳述書によれば、少なくとも阿部館長がいないのはおかしいと、あなたは印象をお持ちになって、詳しい話を聞こうと、区環境課長を電話で区議団控室にと、陳述書にあるんですけど、区議団の控室に呼び出したということなんですか。

そうです。呼び出した、呼び出したっていうか、話を聞きたいって電話をしたら、課長に電話をしたつもりが、部長が来たということ。

それは同じ2月3日のことですか。

そうですね、だと思います。

あなたが一人で話を聞いたんですか。

そうでしたね。

陳述書によると、あなたは山崎さんから、区が調査することを決めたまっかけが、蛍の持ち込み疑惑の解明のためと聞かされたんですね。

そういうふうな理由をしていました。

ただ、区は一貫して、調査を決めたというのは、あり方検討のために調査が必要なので、調査を実施したというふうに言っていて、持ち込み疑惑の解明のために調査を行ったとは言っていないんですが、山崎さんは、本当にそういうふうにおっしゃったんですか。

ええ、表向きと裏の事情っていうのかな、そういうこともあるかと思うんですが、山崎さんは別にうそをついてるわけじゃなくて、本当にあり方検討会でホテル館を廃止しようかどうかという議論があったので、その検討のために、調査は必要だったということはあったと思います。ただ、私が一番問題点にしてたのは、その阿部さんがいないときに調査をしたということについては、阿部さん、持ち込み疑惑があったので、阿部さんがいないときじゃないと調査ができないんだと。

いうふうに山崎さんがおっしゃったんですか。

はい。

あなたにお話ししたときに。

はい。ですから、それは書きました。

あなたは蛍の持ち込み疑惑があるということを、このとき初めて聞いたんですか。

はい。

山崎さんから成虫持ち込みの証言があると聞いたということなんですが、このとき山崎さんに、成虫の持ち込み証言をしたのは誰かということは、確認

しましたか。

もちろん聞きました。

誰だということでしたか。

それは教えてもらえませんでした。

何で教えないということでしたか。

それはその密告、密告ですよ、内部の者がそういう話をしているけど、その氏名を公表しちゃうと、外に漏れると危害を加えられる危険性があるということを言われて、これは何回も、その後も何回も誰なのっていうことは聞いてるんですが、いまだにそれは、区のほうからは教えてもらってません。

持ち込み証言の内容がどういう内容だったかというのは、確認しましたか。

そんなに詳しくは、確認はしてませんが、公開日前に蛍の成虫がホテル館に持ち込まれているんだっていうぐらいの内容ですね。

いつそういう証言を聞いたということだったんでしょうか。

いや、それは、その当時はそこまで聞いてないですね。

いつ山崎さんが話を聞いたかということは、聞いてないんですか。

だんだん思い出してきましたけど、蛍の公開日、前年の蛍の公開日ですから、6月ぐらいですか、それよりも以前だっていることは言っていました。

あなたが山崎さんからお話を聞いたのは2014年の2月なんですけれど、2013年の6月ごろに持ち込み証言があったと聞いたというふうに、山崎さんがおっしゃってるんですか。

ごろというか、それよりも前っていうふうに。

2013年の6月より前ですか。

はい。

甲第176号証（板橋区議会区民環境委員会議事録）を示す

9 ページ，ここに環境課長の答弁があつて，当時の数年前の関係者の方ですが，実はこういう結果が出ましたということでお話を伺ったら，いつとは申し上げにくいのですが，当時蛍の成虫を持ち込んでいたというような証言もありますというふうに答弁されてるんですね。これを読むと，こういう結果というのは生態調査の結果なので，結果を伝えた後に持ち込み証言を聞いたというふうに読めるんですけども，調査よりも前に持ち込み証言があつたというふうに，山崎さんはおっしゃったんですか。

はい。

それから，陳述書によると，成虫の持ち込み証言があり，2013年夏の蛍夜間公開終了直後から，原告とむし企画代表から聞き取り調査を行っていたと，山崎さんが言つたということなんですが，まず原告は，2013年夜間公開終了直後から聞き取り調査を受けたということはないんですが，本当に山崎さんがそういうふうにおっしゃったんですか。

そういうふうにとするのは，持ち込み証言がっていうふうなこと。

2013年夏の蛍夜間公開終了直後から原告から聞き取り調査を行つてるといふふうに山崎さんがおっしゃつたと，あなたの陳述書には書いてあるんですけども。

ちよつとごめんなさい。

乙第46号証（陳述書）を示す

5 ページ，あなたの陳述書の真ん中ら辺の②のところなんですが，成虫持ち込みの証言があり，2013年夏の蛍夜間公開終了直後から原告及びむし企画代表から聞き取り調査を行つていたことといふふうに，山崎さんから聞いたといふふうに書いてあるんですね。

はい。

ただ，原告は調査を受けてないんですよ。

そうなんですか。

山崎さんは、本当にそういうふうにおっしゃったんですか。

はい、当然阿部さんしか分からないことありますから。

山崎さんは、原告に聞き取り調査を行ったと言ったんですか。

そういうふうに、聞き取りっていう言葉がちゃんとしたものかどうか
ありませんけど、阿部さんに何かしら接触して、話をしたっていうぐ
らいのことはあったと思いますので、そういう意味で、そのところ
には書きました。

山崎さんがそうおっしゃったんですか。

はい。

成虫持ち込みの証言があったことを原告に聞いたというふうに、聞いてるん
ですか。

いや、そうじゃないと思います。それは阿部さんにそのことを言っ
ちゃったら、もう何ていうかな、持ち込みがあるとしたら、阿部さんが
関与しないと持ち込みはあり得ないんですよ。ですから、その辺のと
ころは。

私が今聞いているのは、山崎さんが原告から、持ち込み証言があったとい
うことがあり、原告から調査を行ったということ、山崎さんがおっしゃ
ったのかということです。

その文章の切り方がちょっとおかしいと思うんだけど、持ち込み証言
があったので。

結構、いいです。もう一つは、高久さんも話を聞いたというふうに、山崎
さんから聞いたというふうには書いてあるんですけども、確かに高久さん
は8月に2回、9月に1回、話を聞かれてるんですが、成虫の持ち込み証
言のことについては、一切聞かれてないんですね。あなたが山崎さんか
ら聞いたのは、どういう内容だったんですか。

持ち込み証言があつて、区が、区役所自身がホテル館の実態について

疑惑を持ち始めたということなんですね。ですから・・・。

分かりました。じゃ高久さんには持ち込み証言のことについても話を聞いたというふうに、山崎さんから聞いたわけじゃないんですね。

そうですね、はい。

警察に相談しており、警察も調査活動をしている段階にあるというふうに、山崎さんから聞いたんですよね。

はい。

警察に何を相談してると言ってたんですか。

それは警察には相談してるけど、捜査中だから詳しいことは言えませんが、山崎さんの。

何を相談してるかも聞いてないんですか。

これは山崎部長ではないんですけど、ほかの当時の総務部長に聞いたときは、何だろうな。

2月3日の山崎さんからは、警察に相談している内容は聞いてないんですか。

2月3日。

あなたが山崎さん呼び出して、聞いたという話だったんですけれども。

それは2月3日に部長から聞いたのは、警察にも相談していますというだけです。

警察に何を相談しているかについて、あなたは確認してないんですか。

そうです。教えてもらえませんでしたから。

そうすると、持ち込み証言についても具体的な内容はあんまり聞いてなくて、いつ聞いたのかも特定はされてないわけですよね。誰からも分からないわけですよね。警察の相談内容も分からないわけですよね。

はい。

このときあなたは山崎さんの話を聞いただけで、すぐに重大事件だと思って、記者会見を開くように促したんですか。

はい、いずれにしても蜚言が見つからなかったわけですから、そのことについてちゃんと説明をする機会として、区長が記者会見をするべきだと、今のとにかく事態を説明すべきだっていう意味で、そういうふうな提案もしました。

それは、あなたの個人の見解ですか。

個人ですけど、その後、それは。

個人の見解ですか。

いえ、違います、じゃ。

誰の見解ですか。

なぜならば、私は当時、共産党の。

なぜじゃなくて、誰の見解ですか。

共産党の見解。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

質問の個人の見解ですかというのは、彼に何を聞いてるんですか。共産党の見解ですかという意味ですか、それとも松崎区議個人の見解ですかと。

原告（反訴被告）代理人（小田川）

松崎さん個人の見解ですかという意味です。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

共産党の見解ではなくてという、そういう前提で、個人とほかに何かあるんですか、彼に聞くので。

原告（反訴被告）代理人（小田川）

共産党区議団の意見か、どちらかという意味です。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

共産党区議団なのか松崎区議個人の見解なのかと、こういう意味ですか。

そういうふうに答えにくいのは、私は当時、共産党区議団の幹事長をやっていたから、私が聞いて、私がある程度、そういう記者会見

を開きなさいということは、私個人の見解でもあるけれども、同時にこれは共産党区議団としての要求にもなるわけで、実際その後、共産党区議団としても、区長にその事態を説明するようという提案はしていますので、今言ったように一人の見解というだけじゃなくて、議員団の見解として、そう伝えたと、これはほかの問題でも、そういうことはよくあることです。

原告（反訴被告）代理人（小田川）

あなたは蛍成虫の持ち込み疑惑のことについて、原告からはその当時、直接お話を聞いてないですね。

いや、これもメールのやりとりがありまして。

いつですか。

いつってというのが、だから。

2014年2月3日の時点で、3日の後に。

3日の後ですね、3日の後に、阿部さんがホテル館を異動になったという。

いつか端的にお答えできますか。

だから、2月3日の以降ですけど、日付は覚えていませんから、ただ、状況として、阿部さんがホテル館から異動をして、区のほうから事情聴取をしてくださいと言われていた時期です。

2014年3月に再雇用の山下さんや再任用の小角さんが板橋区に話を聞かれて、蛍を持ち込んで公開していたということは絶対にないなどと証言しているんですが、あなたはこの証言を御存じでしたか。

これ裁判が始まってからですよ、知ったのは。

あなたは板橋区に対して、持ち込みに関して分かったことがあったら教えてくださいというふうには伝えてないですか。

伝えてると思いますよ。

あなたは自分が蛍飼育に関して調査して分かったことは、板橋区側に伝えましたか。

伝えています。

累代飼育がなされていなかったこと、蛍が持ち込まれたことというのは、懲戒理由にはなってないですね。

はい。

裁判所でも、原告の懲戒処分が取り消される和解が成立したというのは御存じですか。

はい。

今日、紺野さんの証言にもありましたけれども、板橋区でも、25年の累代飼育がなかったということは言ってないですね。

はい。

裁判所でもそういうことは認められてないことについて、ただ、あなたとしては一貫して、ずっと25年間の蛍飼育はうそだったというふうに主張していますよね。

うそだったというか、そういう疑惑があるっていう意味で言ってるつもりなんですけども。

ただ、あなたの2015年4月13日付のFacebookの投稿によると、25年間にわたるうそというふうにおっしゃってますよね。

あの。

おっしゃってますよね。

ちょっとそれ見せていただけますか。説明が必要なのは。何日だけ。

4月の。

2014年4月。

原告準備書面18を示す

2015年4月の。表に添付しているんですけども、2015年1月13

日の投稿、累代飼育、Facebook、25年間にわたるうそに決着をつけず、曖昧にしたままのほうが進軍に有利だというふうにおっしゃっていて、25年間にわたるうそというふうに進言されてますよね。

はい。それは。

進言されてるということの確認ですけど。それから、同じところで2月21日、2015年2月21日に、板橋区ホテル生態環境館での25年間にわたる飼育偽装事件というふうにお書きですよ。

はい。

あなたは、25年間の累代飼育そのものがなかったというふうにおっしゃってるんじゃないんですか。

だから、それはあくまでも疑惑です。ただ、26年目が累代飼育がなかったってということと、私がほかにさまざまに調べた結果、累代飼育が続いていたってことを示す合理的な証拠がないんですね。ですから、そういうふうには私は疑惑として思ってるということです。

板橋区も25年間にわたるうそとか、25年間にわたった累代飼育がないとは言ってなくて、裁判所でも認められてないんですけども、そういう事実認定は、なされていない。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

裁判所というのは、どこ。

原告（反訴被告）代理人（小田川）

ここじゃないです。別の事件です。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

別の事件で、裁判所が認定したんですか。

原告（反訴被告）代理人（小田川）

認定してないんです。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

何も認定しないと。

原告（反訴被告）代理人（小田川）

25年間にわたる累代。

裁判長

趣旨としては、そもそも裁判所がその点について、認定したわけではないのではないかという趣旨なんですか。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

ということなんで、質問がちょっと不正確じゃないかと思うんで、もう一回整理してもらえますか。

原告（反訴被告）代理人（小田川）

板橋区は、25年間にわたる累代飼育はなかったとは言っていないんですが、裁判所においても、25年間にわたる累代飼育がなかったということは、認定されていないんですが、あなたが言っていることは、つまりあなたは25年間にわたる累代飼育はうそだというふうに発言している主張は、自分が言っていることが正しいということ以外に、根拠がないのではないんですか。

いや、そんなことはありません。根拠もあります。

どういう根拠ですか。

やはりそもそも考えて、私が今思っているのは、初年度ですね、初年度から数がおかしいということ、しばらくたって、平成7年については20万匹っていううそがあったということ、多く、平成7年に20万匹で報告がうそだったということは、ほかの数字も信用できないっていうこともありますし、そういう意味ではうそか、うそだっていうふうにも思えるっていうかな、うそかどうかは、はっきりさせなきゃいけない事案だというふうに思います。

原告（反訴被告）代理人（中島）

あなたは原告が能登町に対して、ホテル館で飼育した蜂を販売していたとい

うふうに断言してますよね。

はい。

それは板橋区から、そういうふう聞いたというふうにおっしゃいましたね。

板橋区も、そう言ってましたね、はい。

区も。板橋区の誰から聞いたんですか。

それは、区の委員会での答弁を根拠にしていると思います。

その区の答弁は、どういう根拠で販売してたというふうに言ってたんですか。

板橋区の環境課が能登町に調査に行って、調査に行ったときに、その契約書とか何だ、業務提携契約書などを収集し、またイノリー企画への、能登町からイノリー企画への代金の振り込み、この証拠書類なども押さえて、そういうことを議会でも報告し、議会だけじゃなくて、私が聞いたときもそのように話していましたので、井上課長ですね、井上課長がそう言ってましたのでっていうことです。

板橋区の調査では、その業務提携契約書であるとか売買契約書であるとか、そういったものを徴取したということですが、それをもって、ホテル館で飼育した蜂を能登町が購入したというふうに、どうして言えるんですか。

ホテル館館長阿部宣男さんが契約を結んでいるからです。

でも、販売主体は、イノリー企画になってるんですよね。

でも、板橋区がかかわってきたってことはその契約書に書いてありますし、もう一つ根拠を上げるとしたら、阿部さん自身のTwitterの中で、今夜は徹夜でクロマルハナバチの女王を交尾をさせなきゃいけないと、数が多くて大変だっという趣旨のツイートをしているのを見て、これは、ホテル館でやっているんだなっていう証拠だと思いました。

そのツイートには、無償供与と書いてませんでしたか。

そういうことも書いてあったか、ちょっと今記憶にありませんけども。

それについて、午前中、田原証人は、試験のために送ってもらったんで、販売したものではないというふうに断言してましたよね。

私は、その辺のところはあんまり問題にしてなくて、無償供与で。あなたの話がどうかじゃなくて、そういうふうに言っていましたよね。

言っていましたね。

あなたがホテル館で飼育してた蜂を能登町に販売していた根拠というのは、板橋区からそういうふうに言われたという以外にあるんですか。

あります。

言ってください。

だから、その売買契約書に阿部さん自身がかかわってること自体が販売に関与していたということですから、それは、私の理解では阿部さんが販売にかかわってたってということに。

それだけですか。

はい。

販売に関与していたということと、ホテル館で飼育していた蜂を能登町が購入していたということ、イコールで結びつけたんですね。

証拠からすると、そういうふうになると思います。

あなたはちなみに、その公社の今日いらっしゃった田原証人であるとか、公社のクロマルハナバチの事業の担当者であったホテル館で研修してた政田さんや中山さん、こういった方から事情聴取したことがありますか。

事情聴取はしていません。

あなたは最初、主尋問で、板橋区に立つわけでも原告の立場に立つわけでもなく、私は独自に調査しましたというふうにおっしゃいましたけれども、この販売、板橋区が板橋区で育てていた蜂を能登町に販売したということについては、ろくに調査されてないんですね。

しました。

それは、何をですか。

それはもうずっと後になることですが、私も能登町に行って、町の人、公社の人にも話を聞いてましたので、能登町の人たちも普通に、イノリー企画と阿部さんを分けてないんですよ。向こうの感覚で言うと、能登町の感覚で言うと。阿部さんから蜂をいただきました、買ってましたっていう感覚なんですね。それを厳密に言えば。

それは、誰に聞いたんですか。

能登町の公社の名前忘れましたが、幹部の方とか、能登町役場の。その方は、クロマルハナバチ事業にかかわっていた方ですか。

はい。

名前言えますか。

だから、ちょっと忘れちゃいましたけど、資料があれば、この人だっていうことは言えます。

政田さんという名前でも、中山さんという名前でもないんですね。

政田さんじゃなくて、もっと偉い人だと思います。

田原さんでもないですね。

田原さんでもないです。

公社と役場の方は、区別できてますか。

もちろん、役場に行って役場の人に会ったのと、その役場の人から公社の場所を案内されて、公社に行って、そういう話ししましたから。

公社の方、一人と話していたんですか。

公社の人、一人と、主には一人ですけど、女性の方もいて、いろいろと私が要求した資料なんかも出してくれましたね。

その方は、ホテル館で研修された方ですか。

それは分かりません。

どの程度クロマルハナバチの事業にかかわっていたかということは、確認し

てないんですね。

はい。

甲第176号証（板橋区議会区民環境委員会議事録）を示す

この甲176号証は、2014年2月19日の区の環境委員会での議事録ですけれども、この56ページ以下に、区が能登町に対する蜂の販売について、ホテル館で飼育した蜂が販売されていたんでないかという疑いについて、区がここで疑問を呈していることはありますよね。

これは。

この19日の環境委員会の話は、あなたは知ってますよね。

ざっくりとしか聞いてませんから、細かいことになると、その場にはいませんから。伝聞で私は聞いてますけど。

伝聞で聞いただけですか。仮に区で飼育していた、ホテル館で飼育していた蜂を能登町に販売、阿部さんがしていたとなれば、それは横領になるんじゃないか、大変な事態だというようなことが議事録に載っているんですけども、こういったことが本当だったら、当然懲戒処分になるんじゃないんですか。

はい。

実際に懲戒処分になってませんよね。

その蜂の件でですか。

蜂が能登町に、ホテル館で飼育された蜂が能登町に販売されていたんでないかというようなことについて、懲戒事由になってますか。

懲戒理由は、売買契約に阿部さんがかかわってるっていうことが、懲戒理由になってます。

僕が聞いているのは、販売したということが懲戒事由になってませんよねというのを聞いているんです。

それは私にとっては、あんまり区別すべき問題ではないと思っています

すので。

能登町がイノリー企画から、一月にどれだけの蜂を購入してたか知ってますか。

いや、知りません。ただ、記録。

知ってるか知らないかを聞いているだけですから。

いつの時点でですか。今だったら分かりますよ。

じゃ答えてください。

能登町の資料に3000だったかな、表が出てますから、その数だと認識はしています。

それは、いつ知ったんですか。

この裁判になって、裁判の中で。

裁判途中ですか。

ええ。

ホテル館で飼育してた蜂の数は、知ってますか。

たくさんだっという認識ぐらいしかないですね。

じゃ物理的にホテル館で飼育してた蜂の数を、検証したことはないんですね。

しません。

阿部さんがホテル館で飼育してた蜂の数について、種類に応じて数を板橋区に報告していた事実を知ってますか。

あり得ないと思います。

そういう報告した事実があり得ないと思ってる。

いや、蜂の種類を報告してたっという事は、ないんじゃないかと思えます。

甲第145号証（議事録抜粋報告書）を示す

あなたは区の見解で、蜂というのは蛍のための限りで育てていたという区の言い分をそのまましゃべってますけれども、これ実はこれは別件訴訟で原告

の言い分と食い違っているところなんですけども、ここの23ページ目の下、ここに、区の資源環境部長の方が、クロマルハナバチの安定した供給が可能になれば、このようなむやみな殺生や外来種による日本固有の生態系を壊す懸念からも解放されることがあります。ここになります。農業の発展や生態系の維持に深くかかわるものとして期待されている事実でありますので、これまでの研究の成果が将来農業の分野で有効に活用にできることを考えてる次第でございますというふうに書いてあります。これを見ると、板橋区自体は、蛍のためになるかどうかということを超えて、クロマルハナバチの研究自体に意義があるというふうに考えていたからこそ、こういうふうに答えたんじゃないんですか。

それはちょっと誤解があると思います、今の。先生の御認識は。それは、どうして。

私たち区議会議員が聞いていた話は、蜂はあくまでもさっき言ったように、蛍を飼育するために必要な、共生生物として必要なんだという話でした。今御指摘になられた部長の答弁というのは、一方の問題として、ホテル館を続けられなくなったと、施設の問題があつて、じゃホテル館がつぶれた後をどうするのかというときに、当初は民間の研究施設とか民間の企業にホテル館そのものを譲り渡すっていうことも区は考えていたようです。そのときに蛍だけでは民間企業にとってはメリットがないので、お金になる蜂も飼育していたのは事実ですから、その蜂もつけて売却なり譲り渡しをすれば民間企業にもメリットが生まれて、何ていうか、蛍、区の施設から民間への移行がスムーズに行くんじゃないかって議論の中で、その話が出てきてる。

先ほどの部長の答弁が出される前の萩原洋一議員の質問をここでもらいますけれども、板橋区ホテルの生態館というのは、日本全体にさらなる貢献ができるんじゃないかな、日本の一番の基礎研究というふうに僕は思っているん

ですけれども、この辺の対応、ずっと縮小していくんですけれども、このような中においてどういうふうにやっていくのかということで、板橋区ホテルの生態館の役割はというふうに聞かれて、答えてるんじゃないんですか。

私が質問したか分かりませんが、あくまでも当時の区の立場というのは、ホテル館を民間に移行する際に、どうその民間にメリットをつけるかというときで、そういう認識でしゃべってると思います。

甲第145号証（議事録抜粋報告書）を示す

23ページ、もう一回示しますけども、ここではホテル館、萩原洋一議員の質問事項ですけども、クロマルハナバチのおかげで、板橋区のホテル生態館の水質調査、または水質ろ過材、こういうものが不要となって、予算も約800万円削減することができたというようなこともすごいなというふうに思いましたということに対して、同じページで資源環境部長が、クロマルハナバチによる水や土の浄化に取り組むことによりまして、ただいまお話がありましたように、それまで利用してたろ過材または水質調整剤などに頼ることが減り、経費が削減できましたというふうに答弁しておりますよね。答弁しておりますよね。

いや、私そこにはいないので、そこに記録があるとおりだと思います。これは確認してないですか、この議事録というものは確認してないんですか。

全部は読んでませんね。

あなたは、クロマルハナバチのフェロモン等については疑問があるようなんですけれども、板橋区がこの経費削減の事実があったこと自体は、議会で今のように認めてますよね。

うん。

経費削減の事実自体を、区が否定したことはあるんですか。

それには、からくりがあると思っています。経費削減をしたというのはありますけど、それは本当にその蜂のフェロモンに効用があったか

らという理由ではないと思っています。

ろ過材を削減できたことによって経費削減の事実があったという区の見解、その事実自体は認めるんですよね。

その事実はありますが、それがイコール蜂のフェロモンの効果であるってということではありません。

原告（反訴被告）代理人（渡邊）

あなたは、この阿部さんに関係した裁判で、山崎さんが懲戒のときに証人として出て、高久さんの事件で井上さんが出てきましたけれども、それは両方とも聞いてますか。

聞きには来ました。

井上さんが、先ほど言っていた能登町に調査に行って、調査報告を出してますね。

はい。

あれについて尋問を受けて、あの書類、報告書の、直接の報告書からは、直接ホテル館で飼育されていた蜂が有償で譲渡されているかどうかということについては、明確に答えませんでしたよね。

うん、そうかもしれません。

あなたは懲戒の前の時点で、つまり山崎さんと2月3日に話をした時点で、その蜂の問題について彼らが弁護士に、区の弁護士に、蜂の所有権は誰にあるのかということを知っていたというのは、聞いてましたか。

はい、それは、ほかの場所でも聞いてます。

そのころ聞いてたんですね。

そのころっていうか、裁判所で聞いたわけじゃなくて、もっと前だと思います。それは、私も問題にしてたんです。蛍の、区の財産である蛍のために蜂を飼育しているのに、その蜂は阿部さんの私物だということですから、これはちょっと区の管理上おかしな話ですし、阿部

さんの私物の持ち込みを認めたっていう区の姿勢に対しては、私も批判はしていました。

つまり山崎さんたちがその所有権の帰属を気にしていたのは、今おっしゃったように、それが阿部さんのものではなく板橋区のものであれば、それを勝手に売却するのは非常に問題だと、こういう話なんですよね。

それだけじゃないと思いますけど。

では、結局そういう問題も含めて、懲戒処分の理由には、蜂の問題は出なかったということですね。

そういう認識ではないんですが、さっきも言いましたように、蜂の売買契約に阿部さんがかかわってきたことがイノリー企画への便宜供与ということですから、蜂の販売は関係ないんだってという認識には、私はちょっとならなかった。

あなたの陳述書の8ページに、3月3日の100条委員会の云々の話の後で、調査項目案として、蛍飼育の実態について、数万匹という蛍が飼育されていたのか、成虫持ち込みの証言が真実かどうか、業務委託を受けていたむし企画の実際の業務内容と委託金の使途、ボランティアの人たちの実態と役割というようなことがあって、あと、3つ、4つあるんですけども、クロマルハナバチの飼育という問題も書かれてるんですね。ナノ銀のことも書かれています。

うん。

この業務委託を受けてたむし企画の委託金の使途について、ここで、3月3日の時点で書かれたのは、どういう情報に基づいてるんですか。

もうそのときに区のほうからは、高久さんとの契約書、むし企画との契約書に金額が書かれていましたし、実際、区が1月27日の調査をしたら蛍が結果としていなかったということになりますと、蛍を飼育するために1400万円が必要だったにもかかわらず、結果は蛍がい

なかったということですから、じゃお金はどうなったんだっていうこと
とから、その使途について調べなきゃいけないというふうに思いまし
た。

この前の年の10月、9月ですね、9月に山崎さんのほうから事故報告書が
出ていたというのは、あなたはいつ知りましたか。

事故報告書。

区長に対して、阿部さんに関する司法警察員に関連した事故報告が出ていた
のは、あなたはいつ知りましたか。

私それ知ってるって、書いてあります。

書いてないです。だから、聞いてるんです。

私は、事情は知らないです。

裁判になってから、知ったんですね。

あんまり何か認識してないですね。もうあんまり印象に残ってないで
すね。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

ちょっと質問、今分からないんですが、何月何日付の誰が誰に出した。

原告（反诉被告）代理人（渡邊）

山崎さんが区長に提出した事故報告書。阿部さんに関する。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

それは、何か証拠で出てるんですか。

原告（反诉被告）代理人（渡邊）

出てません。事実関係の質問をただけなので。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

どこか別件で出てるんですか、話として。

原告（反诉被告）代理人（渡邊）

はい、出てます。

ちょっと知らないこと聞かれても。

あなたはナノ銀について、先ほど主尋問でもあったように、2月22日に、示しませんけれども、こんなインチキまがいのことをしていいのかという書き出しをしましたね。

はい。

覚えてますか。

はい。

その同じ日に、私にはインチキにしか見えないという発言もされてますね。

はい、それは、ほかの人から質問をされたので、そういうふうな答えとして、そういうふうにしたと思っています。

あなたの陳述書の24ページでは、ナノ銀に関してもよくよく考えて、こういった表現を選んだと言ってますよね。

はい。

2月22日の翌日には、2月23日ですけれども、インチキまがいのことは誤りで、インチキが正しいというふうにツイートされてる方について、あなたもリツイートされてますね。

はい。

つまりあなたも、インチキまがいじゃなくて、インチキが正しかったんだというふうに認識したということですね。

そうですね。

そのいきなり断定的な表現になったわけですね。

その動画がもういきなり断定的にできる証拠だと思いましたので、そういうふうになりました。

あなたは2月の山崎さんと会った後で、2月19日には先ほどの25年の累代飼育の問題を取り上げられ、今22日にはナノ銀のことを取り上げられ、23日にはクロマルハナバチのフェロモンの抗菌作用のことを取り上げて

んです。いわば、原告に関して、あらゆる問題をツイートあるいはSNS上に流したという理解でいいですか。

あれは知り得たことについては、そのとおりです。その時期に集中的に、主にはネット検索ですけど、調べて、私が知らないようなことが次から次に明らかになってきて、今まで私が信じていたものと違うものになっていましたので、そういう驚きもあり、これは区民に広く早く知らせなきゃっていう思いがあって、そういうふうになりました。この時期、区側がいわば阿部さんの懲戒に向かってまっしぐらに進んでいたということは、あなたも分かってますよね。

まっしぐらかどうかは分かりませんが、私自身もこれは、だから、懲戒をするかどうかじゃなくて、とにかく事実を区民に知らせるべきだと、何があったのかと、真実かどうかというのを区の、区長の責任で知らせるべきだっていうことは、区の環境課にもよくよく言っていました。

例えば先ほどの3月6日の調査項目案にあるように、蛍生育に関してこういった問題が解明されなければなりませんというふうに書けば、私は済むと思うんですけども、あなたのほうは、累代飼育がなかったのではないかと、クロマルハナバチのフェロモンの抗菌作用がない、信じられないというような、そういういわゆるネガティブな情報だけを流してるわけですね。

ネガティブなことしか見つけられなかったからっていうことでもありますし、フェロモンについては、もう断定ができます。蜂の数とかについてはあくまでも、疑惑という形で取り上げていて、一部、そこだけ切り取れば断定的な表現に思えるかもしれませんが、それは私が先生、ネガティブとおっしゃいましたけど、ネガティブな側から仮説を立てて、それを、疑惑を解明していくんだっていう立場を表明するために、私は蛍は持ち込まれたものだという立場から、これを、調査

を進めていますっていう意味で、その中でちょっと断定的な表現になったこともあるかもしれませんが、全体的には、蛍についてはまだまだ解明されてない疑惑があるっていうことでツイートしてました。松崎さんのほうの準備書面15において、被告は原告が行った各実証実験について、ナノ銀の話ですけども、原告が行った各実証実験において、各報告書等に記載されている数値の変化が生じたことを否定するものではないというのを書かれてましたよね。

はい。

それは、認識されてますよね。

数値は下がるでしょうね。

つまりその数値、阿部さんが行った実験で数値が下がっている、そういう報告が出ていると、その数値については争わないという趣旨ですね。

争わないというか、そこがインチキなんですよ。数値が下がるっていうことが。それは。

私の聞いているのは、書面で書かれているのは、各実証実験において、各報告書等に記載されている数値の変化が生じていたことを否定するものではないということは。

否定も肯定もしません。

否定もしないということなんですわね。

はい、肯定もしません。

そうすると、この各実験結果の報告をしていると、このこと自体にインチキは、あるわけではないんですわね。

各実験の数値に・・・それは分かりません。もともと私はインチキだと思ってますから、数字が出されているからといって、それだけが正しいっていうふうには思いません。

その数字が減少しているということについて、それがいわゆるナノ銀によっ

て、放射線の減弱効果が生じていると言い方がインチキだということですか。

言い方じゃなくて、そんな主張をしたりすること自体が、インチキ以外の言葉を使うと、まがいもんなんですよ。

まがいものであると。

うん。

しかし。

あり得ないことをあるって言ってることが、インチキって言ってもいいのじゃないかと思っています。

当初の小波先生が批判をされてますように、測定の方法について、余り素人的な部分があったということはいいと思うんですけど、それはそれとして受けとめるとして、岩崎先生が入ってこられてから、岩崎先生のもとで厳しい検証を経て、実験結果がなされてるということは御存じですよ。

厳しくはないと思いますけど、岩崎さんが入ってるっていうことは認識してます。

その結果についても、そういうナノ銀を担持したものを、いろんなものを使って減弱効果が出ているという報告がされていること自体は、これは否定はしないということですか。

あんまり意味ないことだと思いますけど、それは勝手に報告してるんだと思います。

つまりこの報告結果には、私としては意味がないというふうに言えばいいんじゃないんですか。

いや、そういう言い方もした、してもいいのかもしれませんが、私はそれだと、結局ナノ銀というものに、何か可能性があるかのように期待をかける人がいるでしょうから、ここはきっぱり、ナノ銀で放射能は除染できません。インチキですと、はっきり言うのがいいことだと思っています。

あなたの表現の中に、ナノ銀なるもので放射線をなくすというインチキ実験という表現があるんですね。

はい。

つまり実験そのものを、インチキだと言っているところもありますよね。

インチキに近いものがあると思います。科学の手順を踏んだ実験ではないという意味では、結果が、その放射能が低減できるっていう結果まで言っちゃうっていうこと自体を含めて、インチキだと思います。

それは、繰り返しになりますけど、各実証実験において記載されている数値の変化が生じたことを否定するものではないということであれば、実験そのものをインチキと言う必要はないんじゃないですか。

いや、それはインチキですよ。放射能が減るわけないのに、減ったかのように数字を見せかけるっていうこと自体が、私はインチキだと思います。そういうふうに数値が変わったから、放射能が減ったんだっていう結論に持っていくこと自体が、インチキなわけですよ。その数値が変わったっていうことだけで、じゃこれは何なんだろうっていうんだったら、まだ分かりますよ。ところが数値が減ったから、放射能が減弱したんだっていう結論に持っていくこと自体がおかしな話ですから、それは信じちゃだめよっていう意味も含めて、インチキだっていうふうに表現をしました。

そうすると、あなたの今おっしゃっていることは、準備書面で書かれた内容は、あなたとしては認められないということですか。

準備書面って、何の準備書面ですか。

あなたが書いた、先ほど私が言った、各実証実験において、各報告書等に記載されている数値の変化が生じることを否定するものではないと。

それは、だから、数値は減ったっていうのは、数字が動いてるっていうことは確かに減るでしょうし、何やったって減るんですよ。ただ、

それが、放射能が減弱したとか半減期が減ったとか、そういう結論に持っていくところだとしたらインチキだと、つまり見かけ上、数字が減ったからといって、それを放射能が減ったというふうにして持っていくところがインチキなわけで。

2016年5月2日の共産党の中央委員会の見解というのは、あなたが上げてますよね。

うん。

その中で、ホテル館に寄せている区民などの願いを裏切った区の問題をただしていくという政治方針が必要だったのではないかと、区議団で見解が統一されず、担当職員の個人責任を追及することが中心になったという指摘を上げてますね。

それは共産党のほうからですか、はい。

要するに個人責任の追及をやっているのは、これは、もっぱらあなたですよ。区議団ではなく。

個人責任の追及をしてるっていう認識は、そのものがないんです、私には。だから、その党の中央の見解っていうのも、不当なものだと私は思っています。

ここで、党中央が個人責任を追及することが中心になっているというふうに言っている、指摘をしているのは、あなたの行動だということですね。

それは、私からは答えられないですね。それは党中央が言っていることですから。

このままでは提訴されるのではないかという党機関、区議団、法律事務所からの指導や指摘があったと、それに対して、あなたは問題ないと、これを受け入れずに、ますますエスカレートさせる中で提訴されたと、これも党中央の認識なんですね。

党中央の認識であって、私の認識とは全然違います。

党中央は、あなたの表現のどこがエスカレートしているというふうに捉えたんですか。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

異議があります。何の関係があるんですか。そこを尋問するのは。

裁判長

この訴訟として、何か意味がありますか。党中央の見解をこの方に聞いても、意味がないように思いますが。

原告（反訴被告）代理人（渡邊）

あなたは今回のこのナノ銀のことについて、今までずっとインチキという話で来たんですけれども、とんでも科学とか、でたらめなたわごとということも使われてますよね。

これはナノ銀についてっていうふうに限定的ですか、ちょっと事情が分かりませんが。

とんでも科学というのは科学の話なので、ナノ銀のことなんですけど。

ちょっと見せてくれますか、それは。何か、というのは、このとんでも科学とか、でたらめ科学っていうのは、ほかのことについても私は言及していることもあるので、ほかの事案についても。ですから、それがナノ銀を特定してるかどうかっていうのは、ちょっとものを見ないと分かりません。

とんでも科学という表現をしたことは覚えてますか。

トンデモ科学という本も読んでますから、してもおかしくはないですけど、それをナノ銀について言ったかどうかは分かりません。

原告（反訴被告）代理人（小田川）

原告準備書面6の別表25ページを示す

ここのA23, 5月19, 5月20, 甲1, 41から43というふうには書いてあるところです。

そのどこなんですか。5月19日から5月20日にかけての。

原告（反訴被告）代理人（渡邊）

この7月28日のところに、でたらめなたわごとの、ナノ銀で放射能を低減するなどというでたらめなたわごとの罪深さという表現があるんです。

はい。

今のような表現は、ナノ銀に対して使うことは、あなたとしてはあんまり使っていないと思うんですけれども、適切だったんでしょうか。

その指摘された部分については、ちょうど福島の汚染水の問題について核物理学の先生から、私も直接質問をして、ナノ銀についてどう思いますかと質問をして、その回答がここに書いてあったような表現だったので、そのように書いて、私も確かにそうだと思います。だから、それは私があんまりほかに使っていないのは、その私が質問して回答の中に、そういうまるっきりそうかどうかはあれですけど、そういう趣旨のことだったので、そんなふうに書いたんだと思います。

原告準備書面6の別表26ページを示す

次のページの26ページのところの12月30日のところ、放射能が消せるクスリがあつたらいいと思いませんかという話で、どんなに研究しても無理ですと、あると言う人があつたら、無知かペテン師ですというような話です。これも、もちろんナノ銀に対して言われてるんですけれども。

いや、そうとも限らないですよ。それはナノ銀以外にも、放射能が消せるとか、例えば放射能を食べる細菌があるとか、バクテリアがいるんだっていう言説もありましたので、とにかくそういうのも含めて、何か化学変化で放射能が消せるっていう言説があつたら、それはおっしゃるとおり、その人は物を知らないか、あるいは物を知ってて言ってるとしたら、人をだますつもりで言ったというふうに気をつけなきゃいけないっていうことで、ペテン師っていう言葉も使いました。

そこには、だから、原告も含まれてるんですよ。

原告個人ではなくて、原告が言ってる主張ですね。原告自身もそういう意味では、勘違いされてるんだと思います。放射能が消せるんだっていうふうに。

あなたは人格攻撃をしているつもりはないということをおっしゃるんだけど、今のような表現以外に、カルト臭の話とか、カルト集団に対する、カルト集団という表現に対するリツイートであるとか、残念ながら信者以外は誰も確認していませんとか、こういったような表現をしていますよね。

はい。

あるいはサリン事件から20年たって、カルトは根絶されていないというのが2015年3月19日にあって、オウムと蛍は似てるというふうに表現をしていますよね。

うん。

こういう表現は、原告に対する個人的な侮辱に当たるというふうには思わないですか。

いや、そういうつもりでは書いてはいません。

いないというのはいいんですけど、当時そうだと思っていいんですけど、今はどう思いますか。今は、侮辱をしてるとは思わないですか。

思わないです。

思わないですか。

オウム事件のときも私も記者として現場に行って、その怖さについては実感してるんですけど、やはりそれは科学的な無知とかいうものから発生してるっていうことを思い浮かべましたので、今私が取り組んでいるこのナノ銀の問題とかホテル館での問題については、連想したということですね。信者という言葉についても、別段何か信じている者っていう意味でしか使っていませんから、信じ切っちゃってる人は、

なかなかその考えを変えてくれないっていう思いがあって、信者以外はっていう言葉になったと思いますので、特段、阿部さんを攻撃して
るようにはなってないと思います。

甲第192号証（被告Facebook）を示す

これは今年の7月のツイートだと思うんですけども、25年以上うそがば
れなかったとしても、私がかうそに気がついたからには、破綻は時間の問題だ
ということを書いて、博士にはみずから告発することをお勧めすると、そう
すれば、飛行機で心療内科に通院することも睡眠導入剤も必要なくなると、
こういうことを書かれていますよね。

うん。

これは、完全な個人攻撃ではないんですか。

個人攻撃ではありません。個人攻撃にならないように、特定個人を特
定していないように書いて、あくまでもそれは私の、Twitter
っていうのは、そのときそのときの思いをつぶやくっていう機能があ
りますから、特定できないように一般論として表現したものです。

25年という言葉と博士という言葉が出てくれば、それはもう阿部さんのこ
とを指しているとしたら、あなたのツイートを読む人は、皆さんそう思うんじ
ゃないんですか。

そうとは限らないと思います。

原告（反訴被告）代理人（永里）

甲第36号証（被告Facebook）を示す

この説明をしていただきたいんですけども、この下に松崎参と書いてい
て、真夜中にこんな書き込みをつけましたという、ここから始まる場所があ
りますよね。

うん。

このコメントは、あなたがFacebookに書いたものということによろ

しいですよ。

そうですね、はい。

これは、この上の「政治将校」というところの人のコメントに、スクリーンショットで引用をして記事を書いたということですね。

はい、結構です。

甲第38号証（被告Facebook）を示す

甲38号証も同じものですが、今さらながらこんな書き込みを見つけたというところから始まる部分がありますが、これはあなたが書かれたもの。

そうですね、はい。

その下の広げてください、こんな妄想を相手にして言いますと、誤字かもしれないですが、書かれてあるところも、これもあなたが書かれたところ。こちらですね。甲38号証の書き込みの下から5行目。

はい、それは上の書いてある人に対する答えですね。支援させてくださいというふうに書いてあるから、どうぞ、御自由についてという意味です。

現在あなたのFacebookを見ると、1613人の友達がいるというふうになってるんですが、それは、それでよろしいですか。

分かりません。数、気にしたことないので。

あなたは日経BP社に対して、名誉棄損の訴訟は提起してないですよ。

してません。

以上